

## 第10回 望郷ライン・センチュリーライド2020



申し込み



美しい自然と田園風景に囲まれた利根沼田望郷ラインを、交通規則や大会規則を守って、楽しく走るサイクリングイベントです。

**とき** 8月30日(日)  
**ところ** 昭和村総合運動公園発着  
**コース** ①エキスパート(116km)②ロングライド(110km)③ミドル(78km)④エンジョイ(18km)  
**参加資格** エキスパートは前日受け付けを行い、利根沼田地域内の宿泊施設に宿泊する人/小学生以上で各コースを制限時間内に完走できる健康な人(小・中学生は成人の伴走、18歳未満は保護者の同意が必要)/視覚障がいのある人でタンDEM自転車での参加を希望する人  
**※エキスパート・ロングライド・ミドルは中学生以上**  
**定員** 1,000人(先着順)  
**参加費** 一般は7,000円(ロング・ミドル)または5,000円(エンジョイ)/小・中学生は3,000円(全コース)  
**申込期間** 4月13日(月)~6月29日(月)  
**申込方法** インターネット(望郷ライン・センチュリーライド公式ホームページ)  
**問い合わせ** 望郷ライン・センチュリーライド実行委員会(利根沼田行政県税事務所内)☎4338へ

## 災害時における協定・覚書を締結

### ■物資の供給協力に関する協定

本市と(株)フレッセイ(前橋市力丸町)は、市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合、相互に協力して、被災者支援のための物資を、迅速かつ円滑に調達し供給することを目的に、協定を締結しました。

**締結日** 3月11日(水)

#### 主な協力事項

食料品、飲料品、衣料品、日用生活品や災害時の応急対策に必要な物資を供給すること。



横山市長(左)と植木威行代表取締役社長(右)

### ■避難場所の施設使用に関する覚書

本市と昭和村は、災害が発生し、または発生のおそれが生じた場合、昭和村地域活性化センター(昭和村森下1022-1)を、市民の指定緊急避難場所として使用することを目的に、覚書を締結しました。

**締結日** 3月18日(水)

#### 指定緊急避難場所とは

洪水など災害による危険が切迫した状況で、生命の安全確保を目的として緊急的に避難する場所。



横山市長(左)と堤盛吉昭和村長(右)

問い合わせ 地域安全課防災安全係☎内線4021へ

### 児童扶養手当など

## 4月から変更されました

区分		令和元年度 (月額)	令和2年度 (月額)
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,910円
		一部支給	42,900円 ~10,120円
第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円
		一部支給	10,130円 ~5,070円
第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円
		一部支給	6,070円 ~3,040円
特別児童扶養手当	1級	52,200円	52,500円
	2級	34,770円	34,970円
障害児福祉手当		14,790円	14,880円
特別障害者手当		27,200円	27,350円
経過的福祉手当		14,790円	14,880円

### 問い合わせ

#### ■児童扶養手当・特別児童扶養手当

子ども課子育て支援係☎内線3121・3122へ

#### ■障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当

社会福祉課障害福祉係☎内線3109へ



本市では、市内に住む生活に困っている家庭の児童・生徒などを対象に、週1から2回(2時間程度)の無料の学習支援を行います。勉強ができる環境を提供し、勉強の習慣付けや学力の向上を図るとともに、社会的自立に向けた支援なども行います。

**ところ** 保健福祉センター  
**内容** 学校の勉強を中心に行います  
**対象** 次の①から③の世帯に属する小・中学生および高校生など

- ①就学援助(要保護・準要保護)世帯
  - ②児童扶養手当受給世帯
  - ③市が認めた世帯
- 費用** 無料  
**申し込み** 電話、または直接社会福祉課保護係へ  
 ※随時受け付けています  
**その他** 会場までの送迎をお願いします  
**問い合わせ** 社会福祉課保護係☎内線3104へ



緑豊かなまちづくりを推進するため、市民の皆さんが取り組む緑づくりのお手伝いとして補助金を交付します。

**緑と花のあるまちづくり事業**  
**対象者** 市内に土地や建物を所有する団体や従業員5人以上の事業者  
**対象事業** 公衆道路沿線や公共的な施設の敷地内などで、樹木や花を植栽するための活動  
**補助額** 対象事業費が1万円以上の事業について、7万円を限度に事業費の10分の9以内

**共通事項**  
 予算の範囲内で各事業ともに先着順。手続きには申請書や請求書などの提出が必要です。  
**申し込み・問い合わせ** 都市計画課都市施設係☎内線4123へ

**壁面等緑化奨励事業**  
**対象者** 市内に土地や建物を所有する人(税金などの滞納がないこと)  
**対象事業** 緑化重点地区内で、自己管理の敷地のうち公衆道路に面して延長3m以上の植栽、または建物の壁面に沿って3平方メートル以上の花木の植栽(プランター植栽を含む)を実施するもの  
**補助額** 対象事業費が1万円以上の事業について、3万5000円を限度に事業費の10分の9以内